

声 明

(統一教会の2025年7月11日付けプレスリリースに対して)

2025 (令和7) 年7月24日

全国統一教会 (世界平和統一家庭連合) 被害対策弁護団

上記弁護団弁護団長弁護士 村越 進 (第一東京)

同 副団長 弁護士 内田 信也 (札幌)

同 副団長 弁護士 吉岡 和弘 (仙台)

同 副団長 弁護士 紀藤 正樹 (第二東京)

同 副団長 弁護士 塚田 裕二 (第一東京)

同 副団長 弁護士 荻原 典子 (愛知県)

同 副団長 弁護士 植田 勝博 (大阪)

同 副団長 弁護士 木村 豊 (広島)

同 副団長 弁護士 平田 広志 (福岡県)

同 事務局長 弁護士 山口 広 (第二東京)

外349名

- 1 統一教会は、当弁護団の2025年7月8日付け声明に対して、同月11日付けで『集団交渉』弁護団が受任案件を2年以上“放置”(7月8日付「声明」に対する当法人の見解)」と題するプレスリリースを公表し、「同弁護団こそ、『問題』の早期解決の最大の障害である」とし、

- ① 「『集団』にする必要性は全くないにもかかわらず弁護団がそれに固執し続けた結果、初期の案件については2年以上にわたって事実上、“放置”されています。『集団交渉』が提起されてから2年4カ月が過ぎていますが、弁護団を通じて解決した案件は『ゼロ』というのが現状です。これは弁護団の怠慢というほかなく、彼らは依頼者である通知人の利益を最優先に考えているとは到底言えません。」

- ② （統一教会が献金トラブルへの解決金として計約61億2000万円・882件分を元信者らへ支払ったとの共同通信のインタビュー記事について、）
「当法人が何らかの『被害』に対して『賠償』を行ったケースは1件もありません。したがって、『弁護士・弁護団に依頼していない被害者が多数存在し被害が甚大である』との弁護団の主張は、根拠のない憶測に過ぎません。」
- ③ 「弁護団の真の狙いは、当法人による『被害』が甚大であるかのように印象操作をすることであり、元信者などの通知人（申立人）たちは、そのための“道具”として利用されてきたと言わざるを得ません。」「“二世”が原告として当法人に対して民事訴訟を提起するならば、親子関係が引き裂かれ、“二世”の家庭に修復不能なダメージを与えることは容易に想像できます。弁護団は、“二世”が当法人を訴えたら、彼らが救済され幸せになると本当に考えているのでしょうか。」

などと論難しています。

しかし、いずれも不当な主張であり、当弁護団への責任転嫁も甚だしく、統一教会が相変わらず被害に向き合わず、無反省であることを明白に示すものと言わざるを得ません。

- 2 上記①について、「弁護団を通じて解決した案件は『ゼロ』」なのは、統一教会が被害に全く向き合わないからです。

すなわち、統一教会は、集団交渉の当初から、自ら対応せず、裁判でその存在が否定されている「信徒会」なる組織に対応させるという責任逃れの主張をし、「当法人による『違法行為』や『組織的不法行為』などどこにも見当りません。」などと言って頭から違法行為の存在を否定し、当弁護団からの再三の献金記録の開示要請にも応じませんでした。現在はほぼ全件が調停の土俵に乗っており、調停手続きの中で協議交渉を進めるべく当弁護団は各人の被害について主張立証を重ねていますが、統一教会はこの期に及んでも「信徒会」なるものと個々の弁護士の個別交渉に固執し続け、自ら調停手続きに真摯に向き合おうとしません。統一教会のこうした姿勢こそが、「早期解決の最大の障害」となっ

ていることは明らかです。

具体的には、当弁護団の請求に対して、統一教会はわずかな金額の受領しか認めず、しかも、統一教会側から出てきた和解案はその受領額の5%を支払うという、全く誠意のない、到底受け入れが不可能なものでした。

また、本年4月の調停期日において、先行する3名の事案について、ようやく裁判所から和解案が示され、当弁護団がこれを受け入れる意向を示したにもかかわらず、統一教会はこれに断固として応じず、対案として示してきた和解案は、裁判所案から大きくかけ離れたやはり受け入れ不可能な内容のものでした。

本年3月25日に東京地方裁判所で解散命令決定が出たこの期に及んでも、統一教会は、なお、調停手続きにおいて「違法性は一切ない」「(当弁護団の主張が)虚偽である」などと強弁し続け、当弁護団の団員が「常習的に虚偽主張・証拠捏造まで行ってきた」とまで言い切り、被害者の人格を毀損し著しく愚弄するような主張まで行っているのです。このように、被害に向き合わないばかりか、被害者側を侮辱罵倒する姿勢を取りながら「早期解決」など図れるはずもなく、「依頼者である通知人の利益」など語る資格はありません。

また、当弁護団は、もとより集団交渉において、当弁護団と統一教会本部が窓口となって交渉が行われるべきあり、当弁護団を構成する個々の弁護士と「信徒会」なる組織との間で行われるべきではないと主張しているに過ぎず、個別被害の主張立証まで否定するものではありません。それをすり替え、解決に至っていないのがあたかも当弁護団に非があり怠慢であるかのように言うのは、明らかに不当というべきです。

- 3 上記②については、統一教会は献金トラブルへの解決金として約61億2000万円・882件分を支払ったというのであり、統一教会自身が多額・多数の献金トラブルを抱えていたことを認めており、これは、多数の被害の訴えがあったこと、また、それ以外にも被害者が多数存在し被害が甚大であることを当然に推認させるものです。そして、このことは支払の名目や統一教会の主観い

かんに関わりません。

本年3月の解散命令決定でも、「資金面の問題を通じて本人や近親者等の生活の維持に重大な支障が生じ、長期間にわたって深刻な影響を受けた者が相当数存在すると推認され」と断じられています。

したがって、「弁護士・弁護団に依頼していない被害者が多数存在し被害が甚大である」と当弁護団の主張は、何ら「根拠のない憶測」ではありません。

- 4 上記③について、「元信者などの通知人（申立人）たちは、そのための“道具”として利用されてきた」などというのは、被害に向き合わないばかりか、被害者の人格を毀損し愚弄するものであり、許しがたい発言です。そして、「親子関係」を引き裂き、「“二世”の家庭に修復不能なダメージ」を与えてきたまさに張本人である統一教会が、他人事のように「“二世”が当法人を訴えたら、彼らが救済され幸せになると本当に考えているのでしょうか。」など言えるはずもないのです。

本日、当弁護団は、東京地方裁判所に2世訴訟を提起しました。統一教会が長年にわたり多くの信者家庭を破壊し、多くの2世に様々な耐えがたい苦しみを生じさせてきたことは、何よりも原告の2世達本人の言葉が物語っています。統一教会は被害に向き合い、2世を含む全ての被害者に真摯に謝罪し、速やかに賠償に応じるべきです。

当弁護団は、調停及び2世訴訟等を通じて、統一教会による被害者救済のために引き続き全力を尽くしていきます。

以上